

こども・若者の権利条例（案、一部省略）

前 文

この条例は、こども・若者の声に耳を傾け、地域全体で守り育てるという本市の決意を示すものであり、関係機関及び市民と協働して、具体的な施策を着実に実行するための基本的な枠組みを定めるものである。こども・若者が個性と多様性を尊重され、安全で安心して成長・学び・挑戦できるまちをめざし、こども・若者の権利を保障することで、**幸せに暮らせる地域づくり**を目的とする。こども・若者は、未来の主人公であると同時に地域の一員であり、その声はまちづくりの原動力である。中学生、高校生、大学生が対話やアンケートで繰り返し訴えた「まず生きることが保証されてほしい」という切実な願い、「いじめや差別があると自由に意見を言えない」という実感、「インターネット時代におけるプライバシーの保護」、「遊べる場や挑戦できる機会の保障」、「大人とこどもが一緒になって取り組む地域づくり」等の声を重く受け止める。

本市は、古くから刃物づくりに根ざす探究心と挑戦意欲、伝統文化の継承や豊かな自然がもたらす誇りや愛情、そして多様性を尊重する精神を**基盤**として、こども・若者の権利を実効的に保障するとともに、その意見を政策に反映し、こども・若者とともにもちづくりを着実に実行するため、本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本条例は、こども・若者がその人格と人権を尊重され、生命・身体の安全、健康、教育及び社会参加の権利を保障し、安心して成長し挑戦できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 略

第2章 こども・若者の権利の保障

（特に大切なこども・若者の権利）

第3条 こども・若者は、子どもの権利条約に基づき、こども・若者の権利が保障されます。この場合において、特に次に掲げる権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

一 生きる権利

- ・心身が健康で暮らせること
- ・自分らしく幸せに成長できること

二 育ち・学びの権利

- ・自分が学びたいことを学んで、成長すること
- ・失敗を恐れず挑戦する気持ちを持つこと

三 安全・安心に暮らす権利

- ・いつでも相談ができ、安心して暮らせること
- ・子ども・若者にとって、最も良いことを考えてもらうこと

四 意見表明及び参加の権利

- ・意見を自由に言えて、聞いてもらえること
- ・地域活動に自由に参加できること

五 プライバシーが守られる権利

- ・デジタル環境からプライバシーが守られ、安心して利用できること

六 平等の権利

- ・差別されないこと

第3章 子ども・若者の権利を保障するための役割

(こどもの役割)

第4条 子どもは、こどもの権利についてだれもが平等に幸せになるためのものであることを理解するとともに、一人ひとり考え方の違いや個性があることを認め、ともに学び、元気に成長するよう努めるものとする。

(若者の役割)

第5条 若者は、自ら学び、子ども・若者の声を大人に伝える責任を自覚するとともに、個性を尊重し、大人と協働して新たな挑戦と自己実現に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子ども・若者の権利を尊重し、これを保障するため、関係部局が連携して計画的かつ総合的な施策を推進するとともに、必要な財源及び人材を確保する責務を負う。

2 市は、子ども・若者がまちづくりの主体であるとの認識の下、市が策定する計画、施策について、子ども・若者の視点に立ち、理解しやすい表現を用いるよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子ども・若者の最善の利益を最優先に考え、愛情をもって養育し、心身の健康と精神的な安定の確保に資する家庭環境の整備に努めるものとする。

2 保護者は、家庭の事情や育児負担によりその養育が困難な状況にあるときは、公的機関、教育・医療・福祉機関、地域の支援団体その他の関係者に相談する責務を有する。

3 保護者は、こども・若者の個性を尊重するとともに、一緒に学び、共に成長するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、こども・若者の権利を尊重し、みんなで子育てに関わる意識を持ち、こども・若者の安心につながる支援と健やかな成長のために、こども・若者の活動に積極的に関与し、協力するものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第9条 育ち学ぶ施設は、こども・若者の個別のニーズを尊重し、安全な環境の下で多様な学びの機会を提供するとともに、差別・いじめ等の予防及び相談体制の確保に努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、従業員が家庭でのふれあいの時間を確保できるよう、勤務形態の柔軟化、育児休業や有給休暇の促進等の配慮を行うとともに、地域のこども・若者のために体験活動や社会参画に資する活動など、地域団体や行政と連携した支援に協力するものとする。

第4章 こどもを支える人々への支援

(保護者への支援)

第11条 市は、保護者がその養育の責務を果たすことができるよう、子育て支援、相談支援等の施策を講じ、こどもとの触れ合いの時間と共に成長するための必要な学びを提供するものとする。

(育ち学ぶ施設への支援)

第12条 市は、育ち学ぶ施設が質の高い保育・教育・支援を提供できるよう、人材の育成、研修、財政支援、設備整備等の支援を行うものとする。

(市民活動への支援)

第13条 市は、地域の市民団体、NPO、ボランティア等のこども・若者支援活動に対して情報提供、助成及び連携支援を行うものとする。

第5章 こども・若者の権利を保障するための施策の推進

(こども・若者の居場所)

第14条 市は、こども・若者が安心して利用でき、相談や主体的な活動を実現するた

めの支援体制を構築し、地域団体や専門職と連携してこれを運営するものとする。

2 市は、すべてのこども・若者が利用できるよう、利用に係る経済的負担を軽減するよう支援に努めるものとする。

(療育・発達支援等)

第15条 市は、発達に関する困難を抱えるこども・若者に対し、就学相談や指導の充実に努め、それぞれの状況に応じた適切な教育・保育体制を提供するものとする。

(学びの機会)

第16条 市は、すべてのこども・若者が**他者との交流**と多様な学びの機会を等しく享受できるよう、学校教育に加え、学習支援、文化・芸術・スポーツ等の体験学習、生活力や社会参画に資する教育及び挑戦の機会を充実させるものとする。

2 市は、学びの内容と機会が地域や個々の状況に応じて多様に提供されるよう、学校、地域委員会、市民活動団体等と連携して施策を推進するものとする。

(こども・若者に関わる相談)

第17条 市は、いじめ、虐待、差別、SNS被害その他社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に関わる相談及び通報を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を設置し、匿名通報が可能な体制、迅速な初期対応及び関係機関との連携による継続支援を行うものとする。

(こども・若者の意見表明支援)

第18条 こども・若者が安心して意見を表明できるよう、市は匿名提出制度、被害防止措置、意見表明支援の実施を行うものとする。

(こども・若者の参加)

第19条 市は、こども・若者の参加を保障するため、こども・若者議会を設置し、当該議会で提出された意見及び提案に対し、市長その他の行政機関は、理由を付して回答するとともに、当該意見及び提案を行政の施策の検討に反映するよう努めるものとする。

2 市は、こども・若者会議により意見表明の機会とフィードバックを行い、会議で示された提案のうち、実施可能なものについては施策へ反映するよう検討するものとする。

3 市は、前二項に基づき提出された意見及び提案のうち実現可能なものについて、施策に反映できるよう予算措置を含む必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会等における参画)

第20条 市は、市の施策を審議する審議会その他の協議機関（以下「審議会等」とい

う。)の委員の選任に当たっては、こども・若者の意見が政策に反映されるよう、こども・若者を委員に含めることに努めるものとする。

(市民等との協働)

第21条 市は、こども・若者の権利を保障するため、市民、NPO、事業者等と協働し、施策の企画や実施をするよう努めるものとする。

2 市は、幅広い世代が参画できる場として、大人とこども・若者がともに意見交流し、企画・運営に参画できる機会の創出に努めるものとする。

(大人によるふれあいの確保)

第22条 市は、保護者や地域の大人等がこども・若者とふれあう機会を持てるよう、文化・芸術・スポーツ等の体験活動、地域活動支援、ボランティア制度等の環境整備を推進するものとする。

2 事業者及び市民活動団体は、その事業運営に当たり、こども・若者と交流する機会の創出や支援を行うよう努めるものとする。

(こども・若者の主体性の尊重)

第23条 大人は、こども・若者の意見を聴くにとどまらず、意思形成の過程に参加できるように支援し、自己決定を尊重するなど、こども・若者の主体性を最も大切にするよう努めるものとする。

第6章 こどもの安全・安心の確保

(こどもの安全・安心を守るための施策の推進)

第24条 市は、通学路の安全対策、夜間の街灯設置、遊び場・公園の整備、スポーツ・体験施設の整備、公共交通の利便性向上及びユニバーサルデザインの推進等により、こども・若者が安全に移動し、遊び学べる環境の整備を推進するものとする。

(育ち学ぶ施設における体制整備)

第25条 市は、学校その他育ち学ぶ施設においてスクールカウンセラー等の専門職の配置、教職員に対する定期的な研修(差別防止、ファシリテーション、デジタルリテラシー等)、及び第三者による調査・検証の導入を促進するものとする。

(いじめ・虐待・体罰の防止と発生時の対応)

第26条 市は、いじめ、虐待及び体罰の未然防止のための教育を推進するとともに、いじめ・虐待・体罰が発生した場合には迅速かつ公正な調査を行い、被害者に対する支援及び再発防止のための措置を講ずるものとする。

(デジタル時代における権利保護)

第27条 市は、デジタル環境におけるこども・若者のプライバシー保護、SNS被害への対応、誤情報対策及びメディアリテラシー教育を推進し、相談窓口及び通報ルートの整備を行うものとする。

(こども・若者の暮らしの確保)

第28条 市は、すべてのこども・若者がその出自、障がい、経済状況、国籍、性自認、性的指向等の如何を問わず平等に権利を享有できるよう、誰一人取り残さないための施策を講じるものとする。

2 市は、貧困、孤立、居場所不足、言語や文化的障壁等により支援へ到達しにくいこども・若者を発見し支援するために、アウトリーチ、地域ネットワーク、学校・医療・福祉機関との連携等の取組を推進するものとする。

(貧困の防止)

第29条 市は、貧困がこども・若者の権利を侵害する要因となり得ることを認識し、給付、学習支援、居場所の提供について経済的障害を軽減するための施策を講ずるものとする。

2 市は、必要に応じて関係機関と連携して迅速に対策を講じるものとする。

(研修・支援)

第30条 市は、大人を対象に、こども・若者の発達や権利、ファシリテーション、デジタルリテラシー、差別防止等に関する定期的な研修及び支援プログラムを実施するものとする。

2 研修等の実施にあたっては、こども・若者自身の参画を促し、当事者の視点を反映した内容とするよう努めるものとする。

第7章 施策の評価

(評価・検証)

第31条 市は、本条例に基づく施策について、目標指標を定め、定期的に評価・検証を行い、その結果を公表するとともに、当事者であるこども・若者が評価に参加する機会を確保し、評価結果に基づき施策の改善を図るものとする。

(普及啓発)

第32条 市は、大人に対し、こども・若者の権利に関する普及啓発及び研修を行い、権利意識の醸成に努めるものとする。

第8章 こどもの権利擁護

(こどもの権利擁護委員会の設置)

第33条 市は、こども・若者の権利を擁護し、施策の企画・評価、相談対応及び第三者調査の助言等を行うため、こどもの権利擁護委員会を設置するものとする。委員会の組織、権限及び運営に関する事項は別に定める。

附 則

本条例は、公布の日から施行する。ただし、施行に際して必要な準備期間は別に定めることができる。